

大阪市告示第125号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第1体育場	令和8年2月2日（月）	午前10時から 午後9時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場	令和8年2月2日（月）	午前9時30分から 午後6時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2多目的室	令和8年2月2日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第3多目的室	令和8年2月2日（月）	午後6時から 午後9時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）